

均等割額税率が改正されます

平成26年度の市・県民税の納税通知書を6月中旬に送付します。市・県民税の課税と今年度の主な改正点についてお知らせします。

市・県民税の課税

市・県民税は、匝瑳市内に住所があり(平成26年1月1日現在)、前年中に所得があった人に課税されます。税額は、その人の所得に応じて負担する「所得割」と「均等割」があります。

主な改正点

◆均等割税率の改正

平成26年度から均等割が年額千円(市民税500円、県民税500円)加算され、5千円となりました(表1)。

これは、東日本大震災を踏まえ、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として、平成26年度から35年度の10年間に限り実施するものです。

◆ふるさと寄付金(ふるさと納税)に係る寄付金税額控除の見直し

平成25年から49年までの各

◆表1 特例(臨時措置)による均等割額

均等割額	平成25年度(年額)	平成26年度から平成35年度(年額)
市民税	3,000円	3,500円
県民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

◆表2 ふるさと寄付金に係る寄付金税額控除の計算式

平成26年度の変更点は

- 所得税(国税)
(寄付した金額-2,000円)×所得税の税率×1.021
- 市・県民税(地方税)
A(基本控除額)とB(特例控除額)を合算した金額が所得割額から控除されます。
A (寄付金-2,000円)×10%
※寄付金額は、総所得金額等の30%を限度とします。
B (寄付金-2,000円)×(90%-0~40%【所得税率】×1.021)
※特例控除額は、市・県民税所得割の10%を限度とします。
※特例控除額のうち、3/5が市民税分、2/5が県民税分です。

税の税率に復興特別所得税率(2・1%)を反映することとされました。計算式は表2の通りです。

市・県民税が課税されない人

次の場合、市・県民税が課税されません。

◆均等割も所得割も課税されない人

- ①生活保護法により生活扶助を受けている人
- ②障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、平成25年中の所得が125万円以下の人

◆均等割が課税されない人

平成25年中の所得が下記の算式で計算した金額以下の人

28万円×(控除対象配偶者および扶養親族の数+1)+16万8千円

※ただし、控除対象配偶者および扶養親族がいない場合は28万円

◆所得割が課税されない人

平成25年中の所得が左記の算式で計算した金額以下の人
35万円×(控除対象配偶者および扶養親族の数+1)+32万円

※ただし、控除対象配偶者および扶養親族がいない場合は35万円

無収入でも申告を

平成25年中、所得がなかった次の人も、国民健康保険税の軽減適用や、各種税務証明の基礎となりますので、市・県民税の申告をお願いします。

- ①高齢や無職で平成25年中所得がなかった人
- ②扶養になっていない人
- ③平成7年4月1日以前に生まれた学生の人

※詳しくは、左記へお問い合わせください

関税務課市民税班 ☎ 0087

介護保険料が決定しました

平成26年度の決定通知を送付

今年度の介護保険料額が決定しましたので、今月中旬に決定通知書を送付します。

特別徴収の人は、年金支給月に年金から介護保険料が差し引かれます。普通徴収の人は、同封の納付書により、近くの金融機関や郵便局、コンビニなどで納めてください。

口座振替の人は、各納期限日に口座から保険料が引き落とされます。

なお、災害や著しい所得の減少などの理由により、納期限までに納められないときは

ご相談ください。

◆新たに65歳になった人

今年の4月2日以降に65歳になった人は、年金からは、まだ介護保険料が差し引かれませんが、納付書により納めてください。

◆口座振替をお勧めします

普通徴収の人は、口座振替を利用すると便利です。申し込みは、口座のある金融機関(郵便局)に、①納付書、②通帳、③通帳届出印を持参し、手続きをしてください。

関市民課保険料班 ☎ 0086

くらしの情報

◆平成25年度（現年課税分）地区別収納状況

平成26年4月末現在（%）

地区名	住民税	固定資産税	軽自動車税	国保税
中央	97.77	97.83	96.64	93.24
豊栄	95.04	97.48	96.31	91.62
須賀	92.11	95.18	97.12	87.74
匠瑳	94.54	94.69	97.97	90.16
豊和	93.84	97.00	97.92	92.72
吉田	95.48	97.97	97.99	94.97
飯高	92.84	97.44	96.13	89.92
共興	91.08	96.70	97.28	89.46
平和	92.26	93.99	95.81	89.04
椿海	90.38	94.48	96.14	85.16
野田	92.67	93.88	95.23	88.76
栄	91.38	93.12	95.58	89.06

地区別収納状況

平成25年度の現年課税分に対する地区別の収納状況は左表の通りです。今後とも更なる収納率の向上にご協力ください。

皆さんに納めていただいている税金は、福祉・教育・生活環境の整備など市民生活の向上と安心して暮らせるまちづくりの大切な財源です。市税の納付は、納期限内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、延滞金が増算されますので納期限内納付にご協力をお願いします。

税金は暮らしを支える財源です

納期限内の納付にご協力ください

滞納処分の状況

市では、納められる経済状況にもかかわらず納めていただけない人、市からの督促や催告、納税相談に応じていただけられない人に対し、財源の確保と納期限内納付をしている多くの人の公平性を保つため、財産の差し押さえなどの滞納処分を強化しています。平成25年度中に実施した差し押さえなどの状況は下表の通りです。差し押さえた財産は換価し、その代金を市税や国民健康保険税などに充当しています。

◆平成25年度 差し押さえの状況

	預貯金	生命保険	給与	不動産	その他	合計
差押件数	49	27	7	17	23	123
換価額(円)	7,836,795	8,336,854	6,503,713	2,369,461	4,041,970	29,088,793

◆平成25年度 不動産公売の状況

	土地・建物	田	畑	山林	雑種地	合計
差押件数	2	6	5	2	1	16
換価額(円)	1,082,500	3,805,100	3,957,750	380,000	340,061	9,565,411

納税相談

災害や盗難、病気や失業などにより納期限ごとの納付が困難な場合は、早めに市役所税務課までご相談ください。

◆通常時間外の納税相談窓口

《日曜納税相談窓口》
毎週日曜日9時～12時

《夜間納税相談窓口》
毎月25日（土・日・祝日は除く）17時30分～20時

※25日が土・日・祝日の際は、お問い合わせください。

問 税務課納税推進室収税班

☎ 73・0087

ご協力ありがとうございました

「ふるさと納税寄付金」納付報告

市では、匠瑳市を応援したいと考えている人たちからいただいた寄付金を貴重な財源として、まちづくりの有効活用する「ふるさと納税制度」を設けています。

平成25年度にお寄せいただいたふるさと納税寄付金は22件で、21万5千円となりました。

寄付金は「匠瑳市ふるさと振興基金」に積み立て、寄付目的に沿った事業に充当させていただきます。

問 企画課企画調整班

☎ 73・0081

◆平成25年度ふるさと納税寄付金

寄付目的	金額(円)
産業の振興（農林水産業、商工業、観光対策など）	10,000
福祉の充実（少子化対策、高齢者対策、障がい者対策など）	45,000
教育の充実（学校教育の充実、生涯学習の充実など）	15,000
住環境の整備（都市基盤の整備、防災対策、環境対策など）	10,000
市に一任	135,000
合計	215,000

香取恭子様（成田市）8万円ほか21名の皆様から寄付をいただきました。

ふるさと納税

制度とは

自分が生まれ育った「ふるさと」に貢献したい、自分との関わりが深い地域を応援したい、という気持ちを形にするための寄付制度です。

地方公共団体（都道府県や市町村）に対して寄付を行った場合、寄付金のうち適用下限額（2千円）を超える部分について、一定額を限度とし



魅力ある「ふるさと」を応援
（八重垣神社祇園祭より）

て所得税・個人住民税の税額が控除されます。